

環境分野に関連する令和8年度の取組

資料 9

- ・令和8年度の港区予算概要における【新規】【臨時】【レベルアップ】のうち、環境分野に関連する事業を抜粋しています。
- ・各計画における位置付け欄について、一つの事業が複数の取組に関連している場合もありますが、基本的には最も関連性のあるものを一つ挙げる形で記載しています。

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本 計画令和5年 度改定版にお ける位置付け	港区一般廃棄 物処理基本計 画(第3次)にお ける位置付け
1	【新規】 森林由来のカーボンクレジットの活用促進 [環境課] (環境清掃費)	5,295	森林由来のカーボンクレジット※1の活用を通じて区内のCO ₂ 排出量を削減するため、カーボンクレジットの利活用に係る調査・分析を実施し、区内事業者の活用を促進します。 ※1 温室効果ガスの削減量や吸収量を、第三者が認証したうえで「クレジット」として取引可能にしたもの。企業や自治体が自らの排出量を補う際などに活用される。	—	—
2	【臨時・新規】 港区みどりの実態調査 [環境課] (環境清掃費)	36,928	みどりの現況と変化を把握するため、港区のみどりに関する調査を実施します	取組 15-①ビ オトープづく りとエコロジ カルネット ワークの形成 (p.97)	—
3	【臨時・継続】 環境基本計画策定 [環境課] (環境清掃費)	18,321	令和9年度からの新たな港区環境基本計画の策定を行います。	—	—
4	【臨時・継続】 一般廃棄物処理基本計画策定 [みなとリサイクル清掃事務所] (環境清掃費)	15,609	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」にて一般廃棄物の処理責任は区が負うとされています。同法に定める一般廃棄物処理計画を策定します。	—	—

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本 計画令和5年 度改定版にお ける位置付け	港区一般廃棄 物処理基本計 画(第3次)にお ける位置付け
5	【レベルアップ】 特別保護樹木・樹林の指定 [環境課] (環境清掃費)	1,882	特別保護樹木・樹林を将来にわたって保全し続けるため、剪定、土壌改良等の不定期作業に係る補助を拡充します。 <特別保護樹木> ・補助率 1/2 ・補助上限額 35万円/3年 <特別保護樹林> ・補助率 1/2 ・補助上限額 15万円~75万円/3年	取組13-① 区民との協働によるみどりの保全、創出と普及・啓発 (p.91)	—
6	【レベルアップ】 熱中症対策の推進 [環境課] (環境清掃費)	9,350	地球温暖化などの影響による熱中症リスクの増大に対応するため、暑さ指数(WBGT値)等をリアルタイムで港区ホームページで公開します。	取組4-② 健康への影響に関する普及・啓発 (p.53)	—
7	【レベルアップ】 創エネルギー・省エネルギー機器等助成 [環境課] (環境清掃費)	122,129	脱炭素社会の実現のため、助成対象のうち太陽光発電システム等の導入によるCO ₂ 削減効果を新たにJ-クレジット ^{※2} として取得できるようにします。 ※2 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。	取組4-③ 暑熱対策、ヒートアイランド対策の推進 (p.53)	—
8	【レベルアップ】 「MINATO再エネ100」再エネ電力導入サポート事業 [環境課] (環境清掃費)	2,111	中小企業融資あっせん制度の利用事業者が再生可能エネルギー100%の電力に切り替えやすくするため、利子補給制度の手続を簡素化し、補助金の給付額や給付方法を変更します。	取組1-② 再生可能エネルギーの導入拡大(再エネ普及促進プロジェクト「MINATO再エネ100」 (p.41)	—
9	【レベルアップ】 みなと区民の森づくり [環境課] (環境清掃費)	40,728	区民の自然環境保全への啓発を図るため、環境学習のプログラムを充実するとともに、みなと区民の森のJ-クレジットを創出するため、森林経営計画及びJ-クレジットのプロジェクト計画書を作成します。	・取組2-② 森林整備による二酸化炭素の吸収 (p.48) ・取組16-① 環境教育の推進と人材育成 (p.107)	—

No.	事業名 [所管課]	予算額 (千円)	事業内容	港区環境基本 計画令和5年 度改定版にお ける位置付け	港区一般廃棄 物処理基本計 画(第3次)にお ける位置付け
10	【レベルアップ】 食品廃棄物・食品ロス削減 推進事業 [みなとりサイクル清掃事務所] (環境清掃費)	18,953	食品ロスや可燃ごみ量を削減するとともに、未利用食品を活用する団体等を支援するため、コンビニエンスストアの未利用食品受付店舗数を3店舗から10店舗に拡大します。	—	3 食品ロスの削減 (p.48)

表内の表記について

- 【新規】 令和8年度から新たに実施する事業
- 【臨時】 令和8年度に単年度又は数年度に限り実施する臨時的な事業
- 【レベルアップ】 令和7年度以前から実施している事業で、内容を充実する事業